

アムンディ・ストラテジック・インカムファンド

(為替ヘッジあり/毎月決算型) (為替ヘッジあり/年2回決算型)
(為替ヘッジなし/毎月決算型) (為替ヘッジなし/年2回決算型)

愛称:ボンドアクセル

追加型投信/内外/債券



ご購入に際しては、本書の内容を十分にお読みください。

本書は、金融商品取引法第13条の規定に基づく目論見書です。

ファンドに関する投資信託説明書(請求目論見書)を含む詳細な情報は委託会社のホームページで閲覧できます。また、本書には投資信託約款の主な内容が含まれておりますが、投資信託約款の全文は投資信託説明書(請求目論見書)に掲載しております。

■ 委託会社 ファンドの運用の指図を行う者

アムンディ・ジャパン株式会社

金融商品取引業者 関東財務局長(金商)第350号

■ 受託会社 ファンドの財産の保管および管理を行う者

株式会社りそな銀行

■ 委託会社の照会先 ファンドに関するお問合せ

お客様サポートライン **050-4561-2500** (受付は委託会社の営業日の午前9時から午後5時まで)

ホームページ <https://www.amundi.co.jp>

ファンドの目的・特色

●ファンドの目的

ファンドは、安定した収益の確保と投資信託財産の中長期的な成長を目指して運用を行います。

●ファンドの特色

1 米ドル建を中心とする世界各国のさまざまな種類の公社債等を実質的な主要投資対象とします。

●ファンドは外国投資信託「Amundi Funds ストラテジック・インカム」(以下「外国投資信託」といいます。)への投資を通じて、主として米ドル建を中心とする世界各国のさまざまな種類の公社債等に投資します。また、国内投資信託「CAマネープールファンド(適格機関投資家専用)」にも投資します。

2 外国投資信託において、市場分析等に基づく機動的な資産配分と、調査・分析に基づく銘柄選択により、好水準のインカムゲインとキャピタルゲインの獲得を目指します。

●外国投資信託の運用は、アムンディ・アセットマネジメント・US・インク*が行います。
●外国投資信託が投資する公社債等の平均格付は、原則として投資適格とします。

*アムンディ・アセットマネジメント・US・インクは、規制当局の承認および同社の顧客の同意等を条件として、2024年第4四半期～2025年初頭を目途にビクトリー・キャピタル・ホールディングス・インクの傘下に統合される予定です。なお、統合後においても外国投資信託の運用にかかる基本方針や体制、プロセス、手法に変更はありません。

3 「為替ヘッジあり」と「為替ヘッジなし」があります。それについて「毎月決算型」、「年2回決算型」があり、合計で4つのファンドがあります。

為替ヘッジ

「為替ヘッジあり」は、原則として外貨建資産について米ドル売り／円買いの為替ヘッジを行い、為替変動リスクの低減を図ります。

「為替ヘッジなし」は、原則として為替ヘッジを行いませんので、外貨建資産の通貨の為替変動の影響を直接受けます。

決算

「毎月決算型」は毎決算時(原則として毎月12日。休業日の場合は翌営業日。)に、分配方針に基づいて分配を行います。また、3月、6月、9月、12月の決算時には、配当等収益に売買益(評価益を含みます。)等を加えた額から分配を行う場合があります。

「年2回決算型」は毎決算時(原則として毎年3月と9月の各12日。休業日の場合は翌営業日。)に、分配方針に基づいて分配を行います。

「毎月決算型」と「年2回決算型」の分配額については、委託会社が基準価額水準、市況動向等を勘案し決定いたします。分配対象額が少額の場合には分配を行わない場合もあります。

◆資金動向および市況動向等によっては、上記のような運用ができない場合があります。

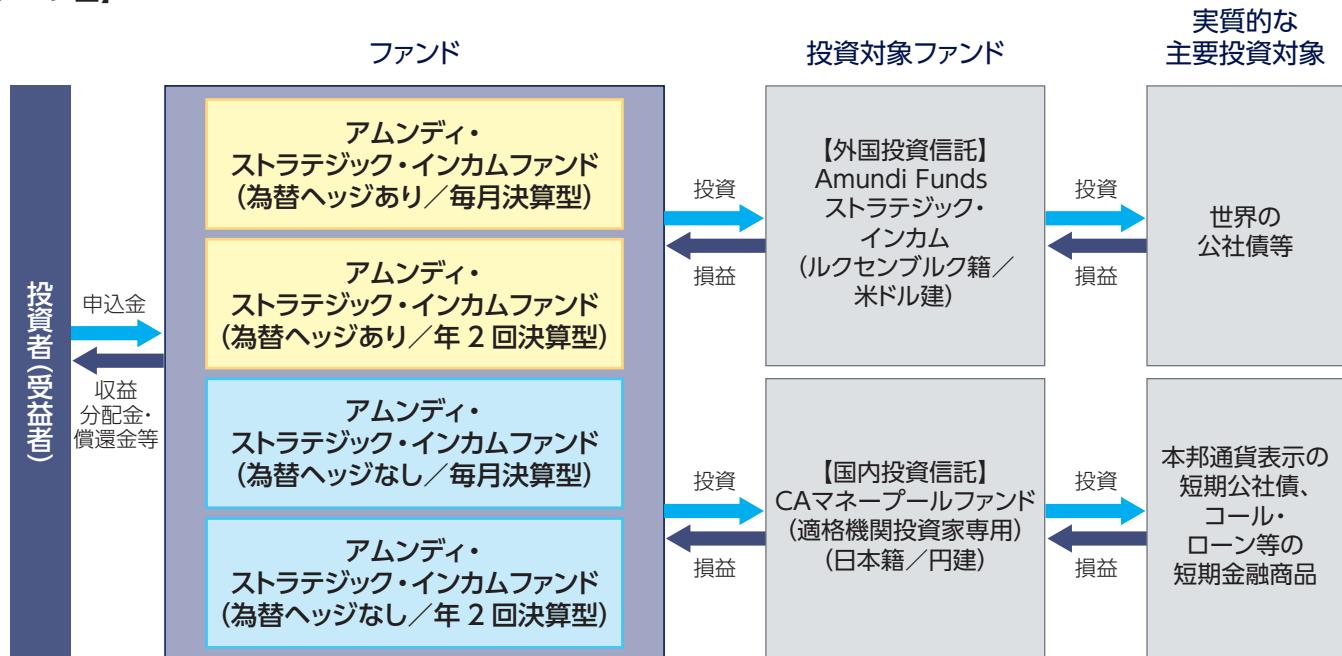
ファンドの目的・特色

ファンドの仕組み

ファンド・オブ・ファンズ方式で運用します。

ファンド・オブ・ファンズとは複数の投資信託証券に投資する投資信託のことをいいます。

【イメージ図】



*各ファンドの外国投資信託の投資比率は、原則として高位とすることを基本とします。

主な投資制限

- 株式への直接投資は行いません。
- 投資信託証券への投資割合には制限を設けません。
- 外貨建資産への投資割合には制限を設けません。

分配方針

分配対象額は、繰越分も含めた経費控除後の配当等収益および売買益(評価益を含みます。)等の全額とします。分配金額は、委託会社が基準価額水準、市況動向等を勘案して決定します。ただし、分配対象額が少額の場合には分配を行わないことがあります。したがって、将来の分配金の支払いおよびその金額について保証するものではありません。

◆資金動向および市況動向等によっては、上記のような運用ができない場合があります。

ファンドの目的・特色

主要投資対象とする投資信託証券の概要

外国投資信託	
ファンド名	Amundi Funds ストラテジック・インカム
ファンドの形態	ルクセンブルク籍／会社型投資信託(米ドル建)
主要投資対象	世界各国の公社債等
投資方針	<p>①主として世界各国のさまざまな公社債等※に投資します。 ※国債、政府機関債、地方債、投資適格社債、ハイイールド社債、モーゲージ証券、資産担保証券、バンクローン、新興国債券、転換社債等を指します。公社債等へはデリバティブを通じて投資する場合があります。</p> <p>②「市場分析等に基づく資産配分」と「調査・分析に基づく銘柄選択」により運用を行います。</p> <p>③投資する公社債等の平均格付は、原則として投資適格とします。</p>
運用プロセス	<p>マクロテーマ・見通し</p> <p>資産配分</p> <p>銘柄選択</p> <p>企業調査および分析</p> <p>ファンドメンタルズおよび定量的分析</p> <p>マクロ経済情勢や市場動向を調査し、各資産のバリュエーションやファンダメンタルズを分析、今後の投資テーマを策定。</p> <p>ポートフォリオ全体に与えるリスクを考慮した上で、各資産のリスクやさまざまなりスク要因が適切となるように資産配分を決定。</p> <p>マクロ経済情勢や市場動向を調査し、各資産のバリュエーションやファンダメンタルズを分析、今後の投資テーマを策定。</p> <p>ポートフォリオの投資目的や投資制限に沿って、債券種別間の低相関を考慮してポートフォリオを構築し、ポートフォリオのリスクを継続的にモニタリング。</p> <p>各資産の投資ユニバースの中から、トータルリターンや価格上昇の可能性とともに下落リスクを判断し、銘柄を選択。</p> <p>定量分析を用いて、企業などの発行体を選別し、ポートフォリオの投資テーマに沿った投資ユニバースを決定。</p>
投資顧問会社	アムンディ・アセットマネジメント・US・インク

国内投資信託	
ファンド名	CAマネーパールファンド(適格機関投資家専用)
ファンドの形態	日本籍／契約型投資信託(円建)
投資方針	主として本邦通貨表示の短期公社債に投資し、安定した収益の確保を目指して運用を行うとともに、あわせてコール・ローンなどで運用を行うことで流動性の確保を図ります。
委託会社	アムンディ・ジャパン株式会社

◆上記内容は作成時点のものであり、今後予告なく変更されることがあります。

◆資金動向および市況動向等によっては、上記のような運用ができない場合があります。

ファンドの目的・特色

収益分配金に関する留意事項

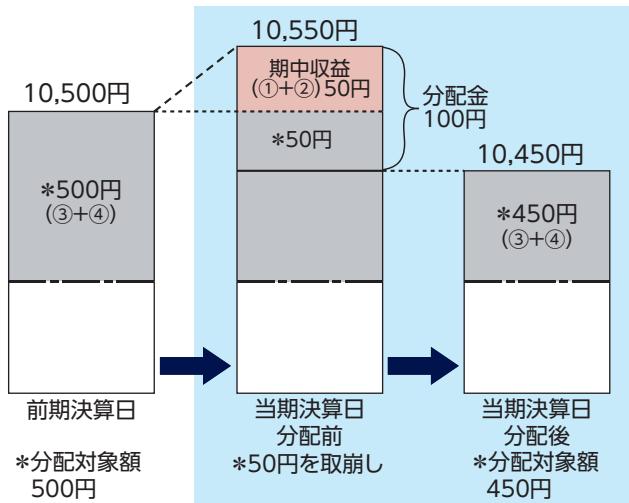
- 分配金は、預貯金の利息とは異なり、投資信託の純資産から支払われますので、分配金が支払われるとき、その金額相当分、基準価額は下がります。



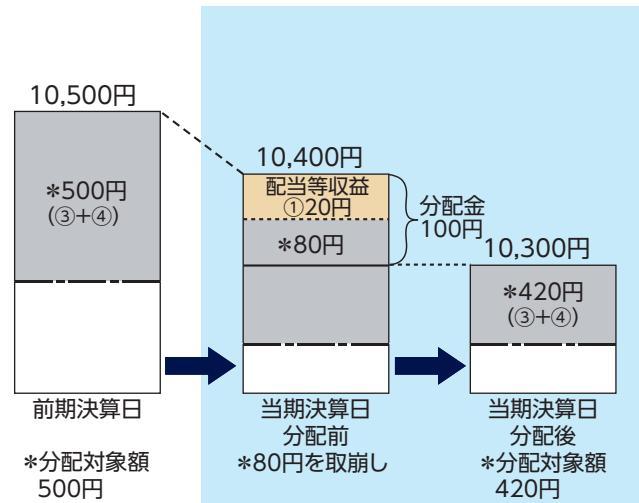
- 分配金は、計算期間中に発生した収益(経費控除後の配当等収益および評価益を含む売買益)を超えて支払われる場合があります。その場合、当期決算日の基準価額は前期決算日と比べて下落することになります。また、分配金の水準は、必ずしも計算期間におけるファンドの収益率を示すものではありません。

計算期間中に発生した収益を超えて支払われる場合

前期決算日から基準価額が上昇した場合



前期決算日から基準価額が下落した場合

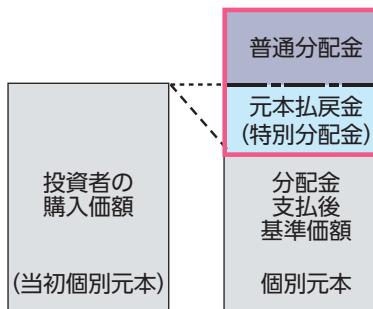


(注) 分配対象額は、①経費控除後の配当等収益および②経費控除後の評価益を含む売買益ならびに③分配準備積立金および④収益調整金です。分配金は、分配方針に基づき、分配対象額から支払われます。

※上記はイメージであり、実際の分配金額や基準価額を示唆するものではありませんのでご留意ください。

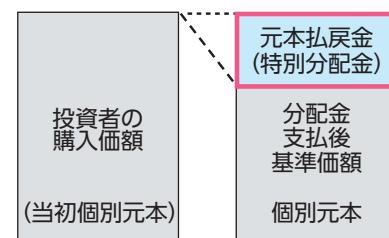
- 投資者のファンドの購入価額によっては、分配金の一部または全部が、実質的には元本の一部戻しに相当する場合があります。ファンド購入後の運用状況により、分配金額より基準価額の値上がりが小さかった場合も同様です。

分配金の一部が元本の一部戻しに相当する場合



※元本戻し金(特別分配金)は実質的に元本の一部戻しとみなされ、その金額だけ個別元本が減少します。
また、元本戻し金(特別分配金)部分は非課税扱いとなります。

分配金の全部が元本の一部戻しに相当する場合



普通分配金：個別元本(投資者のファンドの購入価額)を上回る部分からの分配金です。

元本戻し金(特別分配金)：個別元本を下回る部分からの分配金です。分配後の投資者の個別元本は、元本戻し金(特別分配金)の額だけ減少します。

(注) 普通分配金に対する課税については、後記「手続・手数料等」の「ファンドの費用・税金」をご参照ください。

●基準価額の変動要因

各ファンドは、投資信託証券への投資を通じて、主として債券など値動きのある有価証券（外貨建資産には為替変動リスクがあります。）に実質的に投資しますので、基準価額は変動します。したがって、**投資元本が保証されているものではありません。**
各ファンドの基準価額の下落により、**損失を被り投資元本を割り込むことがあります。**
各ファンドの運用による損益はすべて投資者に帰属します。なお、投資信託は預貯金とは異なります。

①価格変動リスク

公社債等の価格は、市場金利や信用度の変動等の影響を受けて変動・下落します。また、住宅ローン債権を証券化したモーゲージ証券が、住宅ローンの借り手により繰上返済された場合は、当該証券の価格が変動・下落することがあります。その場合、**各ファンドの基準価額が下落する要因となります。**

②信用リスク

有価証券等の発行体や取引先等の財務状況が悪化した場合や債務不履行が生じた場合等、またはこれらが予想される場合には、当該有価証券等の価格が下落することやその価値がなくなること、または利息や償還金の支払いが遅延または履行されないことがあります。この場合、**各ファンドの基準価額が下落する要因となります。**投資適格に満たない有価証券等に投資を行う場合には、投資適格の有価証券等と比較して信用リスクは相対的に高くなります。

③為替変動リスク

一般に外貨建資産を保有する場合、為替レートの変動により外貨建資産の円換算価格が変動します。外貨建資産の表示通貨での資産価格が変わらなくても、外貨建資産の通貨に対して円高の場合、外貨建資産の円換算価格が下落するため、**各ファンドの基準価額が下落する要因となります。**

【為替ヘッジあり】

外貨建資産に対して、原則として米ドル売り／円買いの為替ヘッジを行い、為替変動リスクの低減を図りますが、為替変動リスクを完全に排除できるものではありません。また、米ドル売り／円買いの為替ヘッジを行う際、円金利が米ドル金利より低い場合には、両通貨の金利差相当分の費用（為替ヘッジコスト）がかかることにご留意ください。

主要投資対象とする外国投資信託では、米ドル以外の通貨を保有することができます。このため、**当該米ドル以外の通貨が米ドルに対して下落した場合、基準価額が下落する要因となります。**

【為替ヘッジなし】

外貨建資産に対して、為替ヘッジを原則として行いません。**したがって、当該外貨の為替レートの変動の影響を受けます。**

④流動性リスク

短期間での大量の換金や有価証券等を売買しようとする際に、市場規模が小さい場合や取引量が少ない場合、市場に混乱が生じた場合、または取引規制等により十分な流動性の下での取引を行えない場合等には、市場実勢から期待される価格より不利な価格での取引を余儀なくされることや取引ができない場合があります。この場合、**各ファンドの基準価額が下落する要因となります。**

⑤カントリーリスク

実質的な投資対象国・地域において、政治・経済情勢の変化等により市場に混乱が生じた場合、または取引規制が変更あるいは設けられた場合等には、投資した資金の回収が困難になったり、有価証券等の価格が大幅に下落することがあります。この場合、**各ファンドの基準価額が下落する要因となります。**一般に新興国への投資は先進国と比較してカントリーリスクはより高くなる可能性があります。

上記のほか、各ファンドが実質的な投資対象とする、相対的に格付の低いハイイールド社債、モーゲージ証券・資産担保証券、バンクローンおよび転換社債等への投資は、国債など相対的に格付の高い公社債と比較して、価格変動リスク、信用リスクおよび流動性リスクが高くなる可能性があります。

◆基準価額の変動要因(投資リスク)は上記に限定されるものではありません。

●その他の留意点

各ファンドの繰上償還

各ファンドにつき、投資信託財産の純資産総額が30億円を下回った場合等には、信託を終了させることができます。

流動性リスクに関する留意事項

各ファンドは、大量の解約が発生し短期間で解約資金を手当てる必要が生じた場合や主たる取引市場において市場環境が急変した場合等に、一時的に組入資産の流動性が低下し、市場実勢から期待できる価格で取引できないリスク、取引量が限られてしまうリスクがあります。これにより、基準価額にマイナスの影響を及ぼす可能性や、換金の申込みの受け付けが中止となる可能性、換金代金のお支払が遅延する可能性があります。

各ファンドのお取引に関しては、金融商品取引法第37条の6の規定(いわゆるクーリング・オフ)の適用はありません。

●リスクの管理体制

- ・ファンドのリスク管理として、リスクマネジメント部は運用リスク全般の状況をモニタリング、運用パフォーマンスの分析および評価を行うほか、関連法規、諸規則および運用ガイドライン等の遵守状況をモニタリングしリスク委員会に報告します。コンプライアンス部は、重大なコンプライアンス事案についてコンプライアンス委員会で審議を行い、必要な方策を講じており、当該リスク管理過程については、グループの監査部門が隨時監査を行います。
- ・委託会社では、流動性リスク管理に関する規程を定め、ファンドの組入資産の流動性リスクのモニタリングなどを実施するとともに、緊急時対応策の策定・検証などを行います。
- ・取締役会等は、流動性リスク管理の適切な実施の確保や流動性リスク管理態勢について、監督します。

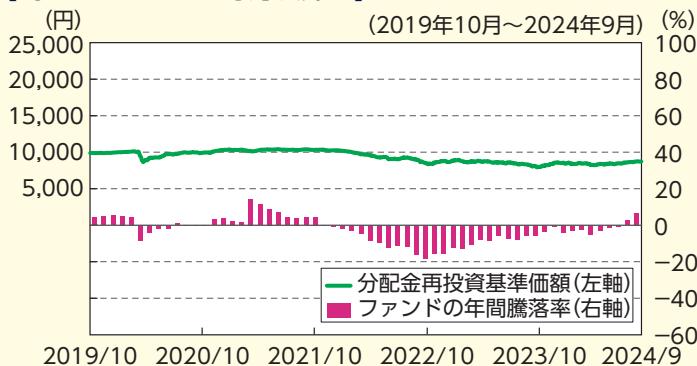
◆上記は本書作成日現在のリスク管理体制です。リスク管理体制は変更されることがあります。

投資リスク

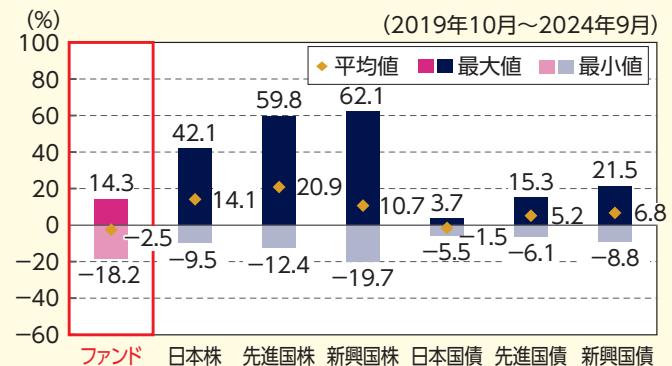
(参考情報)

①ファンドの年間騰落率および分配金再投資基準価額の推移

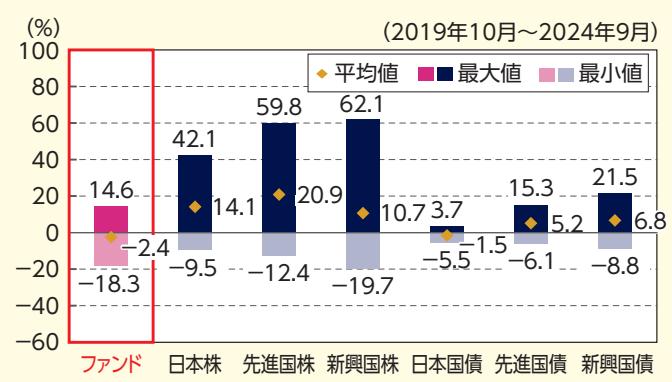
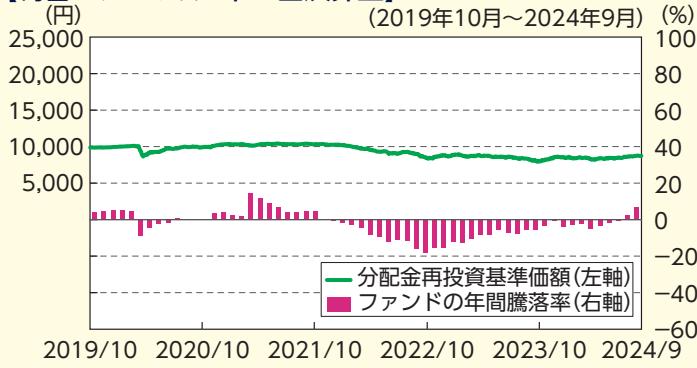
[為替ヘッジあり／毎月決算型]



②ファンドと他の代表的な資産クラスとの騰落率の比較



[為替ヘッジあり／年2回決算型]



*①の各グラフは年間騰落率(各月末における直近1年間の騰落率)および分配金再投資基準価額の推移を表示したものです。

*②の各グラフは、2019年10月から2024年9月までの5年間の年間騰落率(各月末における直近1年間の騰落率)の平均・最大・最小を、ファンドおよび他の代表的な資産クラスについて表示したものです。

*年間騰落率および分配金再投資基準価額は、分配金(税引前)を分配時に再投資したものとみなして計算しており、実際の基準価額に基づいて計算した年間騰落率および基準価額の推移とは異なる場合があります。

*②の各グラフは、ファンドと代表的な資産クラスを定量的に比較できるように作成したものであり、全ての資産クラスがファン
ドの投資対象とは限りません。

手続・手数料等

●お申込みメモ

◆お取扱いコース、購入・換金のお申込みの方法ならびに単位および分配金のお取扱い等について、販売会社によって異なる場合があります。詳しくは販売会社にお問合せください。

購 入 時	購 入 单 位	販売会社が定める単位とします。詳しくは販売会社にお問合せください。
	購 入 価 額	購入申込受付日の翌営業日の基準価額とします。
	購 入 代 金	販売会社が定める期日までにお支払いください。

換 金 時	換 金 单 位	販売会社が定める単位とします。詳しくは販売会社にお問合せください。
	換 金 価 額	換金申込受付日の翌営業日の基準価額とします。
	換 金 代 金	換金申込受付日から起算して、原則として6営業日目から販売会社においてお支払いします。

申込について	申込受付不可日	以下のいずれかに該当する場合には購入・換金の申込を受付けません。 <ul style="list-style-type: none">・ニューヨーク証券取引所の休業日・米国証券業金融市場協会が定める休業日・ルクセンブルクの銀行休業日・12月24日・委託会社の指定する日
	申込締切時間	原則として毎営業日の午後3時30分までに購入・換金のお申込みが行われ、かつ、それにかかる販売会社所定の事務手続きが完了したものを当日の受付分とします。販売会社により異なる場合があります。詳しくは販売会社にお問合せください。
	購入の申込期間	2024年12月13日から2025年6月12日までとします。 申込期間は、上記期間満了前に有価証券届出書を提出することによって更新されます。
	換 金 制 限	委託会社の判断により、一定の金額を超える換金申込には制限を設ける場合があります。
	申込受付の中止および取消し	委託会社は、金融商品取引所等における取引の停止、外国為替取引の停止、決済機能の停止、その他やむを得ない事情があるときは、各ファンドの購入・換金の申込受付を中止すること、およびすでに受けた購入・換金の申込受付を取消することができます。
	スイッチング	販売会社によっては、スイッチングの取扱いを行う場合があります。スイッチングの際には、購入時および換金時と同様に、費用・税金がかかる場合があります。詳しくは販売会社にお問合せください。

手続・手数料等

そ の 他	信 託 期 間	2027年9月13日までとします。(設定日:2017年5月31日)
	繰 上 償 還	委託会社は、各ファンドにつき、投資信託財産の純資産総額が30億円を下回った場合または信託を終了させることが投資者のために有利であると認めるとき、もしくはやむを得ない事情が発生したときは、受託会社と合意のうえ、信託期間を繰上げて信託を終了させることができます。
	決 算 日	【毎月決算型】年12回決算、原則毎月12日です。休業日の場合は翌営業日とします。 【年2回決算型】年2回決算、原則毎年3月および9月の各12日です。休業日の場合は翌営業日とします。
	収 益 分 配	原則として毎決算時に分配方針に基づいて分配を行います。 販売会社によっては分配金の再投資が可能です。
	信託金の限度額	各ファンドについて、5,000億円です。
	公 告	日本経済新聞に掲載します。
	運 用 報 告 書	毎年3月、9月の決算時および償還時に交付運用報告書を作成し、知れている受益者に販売会社よりお届けします。
	課 税 関 係	課税上は、株式投資信託として取扱われます。 公募株式投資信託は税法上、一定の要件を満たした場合にNISA(少額投資非課税制度)の適用対象となります。ファンドは、NISAの対象ではありません。 配当控除および益金不算入制度は適用されません。

●ファンドの費用・税金

ファンドの費用

<投資者が直接的に負担する費用>

購 入 時 手 数 料	購入申込受付日の翌営業日の基準価額に、販売会社が独自に定める料率を乗じて得た金額とします。 詳しくは販売会社にお問合せください。	
	料率上限(本書作成日現在) 2.2% (税抜2.0%)	役務の内容 商品や関連する投資環境の説明および情報提供等、ならびに購入に関する事務コストの対価として販売会社にお支払いいただきます。
信託財産留保額	ありません。	

手続・手数料等

<投資者が投資信託財産で間接的に負担する費用>

運用管理費用 (信託報酬)	各 フ ァ ン ド	信託報酬の総額は、投資信託財産の純資産総額に対し 年率1.232% (税抜1.12%) を乗じて得た金額とし、各ファンドの計算期間を通じて毎日、費用計上されます。		
		[信託報酬の配分]		
		支払先	料率(年率)	役務の内容
		委託会社	0.39% (税抜)	ファンドの運用とそれに伴う調査、受託会社への指図、法定書面等の作成、基準価額の算出等の対価
投資対象とする 投資信託証券		販売会社	0.70% (税抜)	購入後の情報提供、運用報告書等各種書類の送付、口座内でのファンドの管理および事務手続き等の対価
		受託会社	0.03% (税抜)	ファンドの財産の保管および管理、委託会社からの指図の実行等の対価
		[支払方法]		
		信託報酬は、毎計算期間末または信託終了のとき投資信託財産中から支弁します。		
実質的な 負担の上限		名称		料率(年率)
		Amundi Funds ストラテジック・インカム		0.58%以内
		CAマネーポールファンド(適格機関投資家専用)		0.385% (税抜0.35%)以内
		純資産総額に対して 年率1.812% (税込) ※ ※ 各ファンドの信託報酬年率1.232% (税込)に投資対象とする投資信託証券のうち信託報酬が最大のもの(年率0.58%)を加算しております。各ファンドの実際の投資信託証券の組入状況等によっては、実質的な信託報酬率は変動します。		
その他の費用・ 手数料		その他の費用・手数料として下記の費用等が投資者の負担となり、ファンドから支払われます。 ・有価証券売買時の売買委託手数料および組入資産の保管費用などの諸費用 ・信託事務の処理等に要する諸費用(監査費用、目論見書・運用報告書等の印刷費用、有価証券届出書関連費用等を含みます。) ・投資信託財産に関する租税 等 ※その他、組入投資信託証券においては、ルクセンブルクの年次税(年率0.01%)などの諸費用がかかります。 ※ ※その他の費用・手数料の合計額は、運用状況等により変動するものであり、事前に料率、上限額等を表示することはできません。		

◆各ファンドの費用の合計額については、保有期間等に応じて異なりますので、表示することはできません。

◆各ファンドの費用については、本書作成日現在の情報であり、今後変更される場合があります。

手続・手数料等

税金

- ・税金は表に記載の時期に適用されます。
- ・以下の表は、個人投資者の源泉徴収時の税率であり、課税方法等により異なる場合があります。

時 期	項 目	税 金
分配時	所得税および地方税	配当所得として課税 普通分配金に対して20.315%
換金(解約)時および償還時	所得税および地方税	譲渡所得として課税 換金(解約)時および償還時の差益(譲渡益)に対して20.315%

- ◆外国税額控除の適用となった場合には、分配時の税金が上記と異なる場合があります。
- ◆法人の場合は上記とは異なります。
- ◆上記は2024年9月末現在の内容に基づいて記載しています。
- ◆税法が改正された場合等には、税率等が変更される場合があります。税金の取扱いの詳細については、税務専門家等にご確認されることをお勧めします。

(参考情報) ファンドの総経費率

(対象期間:2024年3月13日～2024年9月12日)

略称	総経費率(①+②)	①運用管理費用の比率	②その他費用の比率
為替ヘッジあり／毎月決算型	1.94%	1.23%	0.71%
為替ヘッジあり／年2回決算型	2.00%	1.23%	0.77%
為替ヘッジなし／毎月決算型	1.83%	1.23%	0.60%
為替ヘッジなし／年2回決算型	1.87%	1.23%	0.64%

※対象期間中の運用・管理にかかった費用の総額(原則として、募集手数料、売買委託手数料および有価証券取引税を除く。)を期中の平均受益権口数に期中の平均基準価額(1口当たり)を乗じた数で除した値(年率)です。

※その他費用には、投資先ファンドの費用が含まれます。なお、投資先ファンドの費用は、計上された期間が異なる場合があります。

※詳細につきましては、対象期間の運用報告書(全体版)をご覧ください。